

北のくらし

きらめく

北海道立消費生活センター

主な内容

- マイナンバー制度スタート…2、3
- 湧別町に55番目のネットワーク…3
- LPガス公開学習会……………3
- 除排雪サービスのトラブル…4
- 12月に札幌で消費者フォーラム…4
- 高額エステのトラブル…………5
- 豆乳類の品質テスト……………6、7
- くらしのセミナーほか…………8



海沿いの古い家（石狩市）

厚田の海岸近くで見かけた板張りの古い家。再度訪れたところ、すでに取り壊されていた。

（全道展会員 山下 脩馬）

〒060-0003

札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館西棟

TEL (011)221-0110

FAX (011)221-4210

<http://www.do-syouhi-c.jp/>



道立消費生活センターを騙る投資勧誘などにご注意を！
ご相談は ☎ 050・7505・0999 へ

マイナンバー制度
スタート

「通知カード」届きましたか？

日本に住民票がある一人ひとりに12ケタのマイナンバー（社会保障・税番号）が割り振られるマイナンバー制度がスタートしました。政府がもっている個人情報を番号で結び付け、所得を把握しやすくして公平に税を集めたり、社会保障のお金を配ったりするのが狙い。利用者としては各種手当などの申請の手間が省けるというメリットがあります。そろそろお住まいの市区町村から簡易書留でお手元に通知カードが届くころですが、一方では制度を悪用した詐欺事件などが発生しています。番号が他人に漏れないように十分気をつけましょう。



個人カード作成は任意

総務省の調査によると、医療機関や特別養護老人ホームなどの施設に入居しているなどの理由から、通知カードが届かない可能性のある世帯は275万世帯。来年1月以降、介護保険などの手続きが遅れる可能性があります。届かない場合は、お住まいの市区町村に連絡してください。万一、情報が漏れた場合は、番号の変更も可能です。

企業は源泉徴収票などに社員のマイ

不審電話、訪問に注意！

独立行政法人 国民生活センターによると、同制度をかたる不審な電話や訪問に関する相談は4月ごろから寄せられているとのこと、注意を呼び掛けています。実際に詐欺事件も発生しています。不審な電話はすぐに切り、来訪があっても断ってください。

事例1

・口座番号を取得しようとする

行政機関を名乗り「マイナンバー制度が始まると手続きが面倒になる

イナンバーを記入する必要がある、勤務先には自分の番号を教えることになり。通知カードは小さく、さないように保管しておきましょう。

同時に、公的な身分証明書として

使える顔写真入りの「個人番号カード」の交付申請書も添付されています。作るかどうかは個人の自由です。希望する場合は、顔写真を貼付けて返送してください。番号カードは将来、銀行などさまざまな民間取引での利用が検討されています。取り扱いには慎重に！！



ので、振込先の口座番号を教えてほしい」という電話があった。

事例2

・資産などを聞きだそうとする

「マイナンバー制度の導入に伴い、

相談窓口

☎0570・20・0178

(平日9時30分から午後10時、土日祝日午前9時30分から午後5時30分、年末年始はお休み)

マイナンバー制度全般の相談は、内閣府の専用コールセンターへ。

道立消費生活センター

☎050・7505・0999

(土日祝日、年末年始を除く。午前9時から午後4時30分まで)

なお、不審な電話などについての相談は、当センターの相談窓口でも受け付けています。

事例3

・番号の管理をうたう業者

個人情報の調査中です」と言っており、女性が来訪し、資産や保険の契約状況などを聞かれた。

知らない業者から「マイナンバーを管理します」という電話があった。

事例4

・「手続きをしないと刑事問題になる」とウソの電話

若い男性から「マイナンバーが順次届いており、みんな手続きしているが、あなたは手続きしているか。早くしないと刑事問題になるかもしれない」と電話があった。

個人情報も教えないこと！

マイナンバー制度の運用がスター

55番目は湧別町に

消費者被害防止ネットワーク

道は、消費者被害防止の対策として、自治体ごとにネットワークの設置を勧めています。9月7日にはオホーツク総合振興局管内湧別町に道内55番目となる「湧別町消費者被害防止ネットワーク」が設立されました。

構成団体は遠軽警察署や町商工観光課、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、湧別高校などに加

トする段階になると、勤め先や保険会社などから番号の告知の依頼がきます。それを装った番号の収集詐欺もメールなどで届く可能性があります。

番号だけを知られてもすぐに被害を受けることにはなりません。番号と名前、番号と生年月日、名前と生年月日…というように断片的に収集され、情報が有効になってしまいう可能性があるので、番号以外の個人情報への扱いにも一層の注意が必要です。

え、金融機関も参加しており、計16団体に上ります。主な活動は悪質商法の情報の収集・提供、啓発活動のほか、万一被害が発生した場合、連携を取って速やかに対応する体制も整えています。

事務局からは「被害の未然防止のためには異変を察知したときの通報・対応が大切。今後は町民の皆さまのご協力をお願いしたい」とのコメントがありました。今後の活動を期待します。

なお、「消費者被害防止地域ネットワーク設置促進事業」は、道から

（一社）北海道消費者協会が受託し、未設置市町村を訪問しています。お気軽にお問い合わせください。

広がる道内との価格差

LPガス公開学習会

本州よりも高いとされているLPガスの使用料金。改善を求めるための公開学習会が10月3日、札幌市内で開かれ、約60人が熱心に耳を傾けました。写真。

この学習会は「LPガス問題を考える会」の主催。同会は北海道消費



北海道消費者協会教育啓発グループ
(☎011・221・4217)へ。

者協会、北海道生活協同組合連合会、消費者支援ネット北海道の3団体がこの春に立ち上げ、アンケート調査の実施や請求書の収集を行ってきました。

学習会ではアンケート調査などを基に、①道内の使用料金は以前から本州よりも高いと指摘されていたが、その差がますます拡大している②事業者による使用料金の幅が大きすぎる③特に集合住宅では、事業者を変更したくてもできない状況にある④など、LPガスの問題点が指摘されました。

会場には調査に協力してくれた大學生の姿も見られ、「価格に幅があることを初めて知った。自分たちの置かれている状況を広めていきたい」との感想が聞かれました。

また、参加者からは「輸入価格と連動して灯油やガソリン価格は下がっているにもかかわらず、LPガスはほとんど変わらない」との指摘もありました。

除排雪サービスなど

契約前に十分確認！



本格的な冬を前にして、道内では除雪・排雪サービスの契約を検討している方も多いと思われますが、サービス内容をよく確かめずに契約すると、後々トラブルに発展する場合があります。また、「雪降る前に…」という誘い文句で不要な住宅リフォームの被害に遭う事例もあります。十分ご注意ください。

除雪・排雪サービスを契約する際は、回数などの具体的な作業内容や、大雪で排雪車の手配が回らず、除雪・排雪ができなかったときの対応、排雪時に壁や塀を破損されたときの修理代の請求、特に前払いした場合、契約どおりの作業がなされなかったときの返金方法についてもよく確認しておきましょう。中には、返金を求めて事業者と連絡を取ってもつながらなくなった事例もあります。

「降雪前に工事をしませんか」という、契約を急がせる誘い文句によ

る排水管洗浄や住宅リフォームなどの工事の勧誘にも注意が必要です。工事を済ませてしまっても、クーリング・オフができる場合もありますので、トラブルに遭ったら最寄りの消費生活相談窓口へ。

詐欺に注意！

「特別弔慰金」の手数料？

戦没者の遺族に対する特別弔慰金の請求に関して、「道庁から委託を受けたコンサルタント会社」を名乗り、遺族の自宅を直接訪問する事例がありました。厚生労働省や道庁、市町村が、コンサルタント会社などに委託して特別弔慰金の話や銀行やコンビニのATMの操作をお願いすること、「手数料」や「登録料」などの振込や支払いを求めることはありませんので、十分注意してください。

不審電話や訪問があったら、

お住まいの消費生活相談窓口や、道立消費生活センター（☎050・7505・0999）へ。

振り込め詐欺と疑われる場合は、最寄りの警察署にご連絡ください。特別弔慰金については、道庁福祉課にお問い合わせてください。

北海道消費生活条例の改正で意見を募集！

道では「北海道消費生活条例」の一部を改正することし、道民の意見を広く募集します。

改正点は、平成26年の消費者安全法の改正を踏まえ、道立消費生活センターの組織及び運営に関する事項及び情報の安全管理に関する事項等

ご参加ください！ 12月に消費者フォーラム

「平成27年度地方消費者グループ・フォーラムin北海道」（消費者庁、実行委主催）が12月8日（火）、札幌市内で開かれます。テーマは「地域で安心して住み続けるために」私たちが出来ること。

第一部（10時～12時10分）は、

を新たに条例で定めるものです。

改正案の素案や意見募集要領は11月5日から道のホームページ（消費者安全課）でダウンロードできるほか、総合振興局・振興局の行政情報コーナーや環境生活課などでも閲覧・配布します。

意見の提出先は〒060-8588 札幌市中央区北3西6 北海道環境生活部消費者安全課（消費者安全グループ）、FAX011・232・3640、メールkansai.shouan1@pref.hokkaido.jp

12月4日締め切り（郵送の場合は必着）。問い合わせは、消費者安全課（☎011・204・5212）へ。

板東久美子消費者庁長官が消費者庁の取り組みを報告した後、さまざまな団体による活動事例発表があります。第二部（13時40分～16時）は北大落語研究会の落語の後、グループ討議を行います。

会場は中央区北4西3「北海道建設会館」9階。参加無料。問い合わせ、申し込みは、消費者支援ネット北海道（☎011・221・5884）へ。



050-7505-0999

体験のほずが…

払えない！ 高額エステ

Q. SNSの広告を見て、5000円の痩身エステの体験を申し込んだ。施術後、本格的なコースの説明を受けたが、高額なので断ると、「今なら月5000円でできる」「エステの機械でなければやせられない」などとしつこく勧められ、8回コース、サブリメント付きで総額約20万円の契約をしてしまった。施術は週1回ペースで、2

カ月で終わるのに支払いは3年も続き、負担が大きい。支払いのためバイトを始めたが、大学生なので就職活動や学業が忙しく、続けられない。4回施術を受けたが、さらに高

額なマッサージ器を勧められ、やめたくなった。多少やせたが、施術の効果ではないと思う。(20代女性)

A. この事例のように体験エ

ステで誘われた後で、「コースにすればお得」「今ならキャンペーン中」などと勧誘され、高額な契約をしてしまうケースが見受けられます。「一緒に使うと効果が上がる」として、健康食品や化粧品などを次々と勧められることもあります。

契約期間が1カ月を超え、総額5万円を超えるエステの契約は、特定商取引法の特定期続的役務提供に該当し、法律で定められたことが書かれた契約書面を受け取ってから8日間は施術を受けていても、クーリング・オフができます。

また、契約期間が長期に及び、途中で契約が不要になったり、通えなくなったりすることがあるので、利用済みのサービスの料金を解約手数料



料を加算して支払えば中途解約ができることが定められています。解約手数料の上限も決められています。

この事例では、料金を事業者へ分割で支払う契約をしています。センターで契約書面等を確認したところ、支払い方法や支払い時期の記載がなく、書面に不備がありました。また、断っている支払い能力のない学生に高額なコースを勧めることは問題だと思われる。

閉店したらどうなるの？

現金での一括や分割払いの場合、店と交渉することになりますが、連絡が取れなくなることも多く、前払いしている、未施術分の返金は難

相談者には、契約の経緯やこれらの問題点を書いた解約書面を事業者に送るよう助言しました。当センターからも事業者に連絡を取り、問題点を指摘して、相談者がクーリング・オフ扱いでの解約を希望していることを伝えました。

後日、事業者から全面解約に応じ、すでに受けた施術代金も請求しないとの回答を得ました。相談者から未使用だった商品を着払いで返品し、支払い済みの頭金も返金されて終了しました。

エステ契約は、契約前にも契約概要を記載した書面を交付する必要があります。施術の内容や解約制度等の契約内容をよく確認し、SNSの体験談やセールストークをうのみにせず、本当に必要なかどうかをよく考えましょう。トラブルに遭ったら最寄りの消費生活相談窓口へ。

しいでしょう。クレジットの分割払いの場合、契約書や店の会員カードなどの資料を添えて、カード会社に支払い停止の申し出をして、対応方法について話し合いをすることになります。

●テスト品一覧とテスト結果

種類	No	商品名	製造者等	大豆 たんぱく質 含有率(%)	糖類 (g/100mL)					内容量 (ml)	購入 価格 (円)
					果糖	ブドウ糖	ショ糖	麦芽糖	合計		
豆乳	1	紀文 おいしい無調整豆乳	キッコーマン飲料(株)	4.3	ND	ND	1.0	ND	1.0	200	81
										1000	235
	2	ふくれん 成分無調整豆乳	(株)ふくれん 甘木工場	4.8	ND	ND	0.8	ND	0.8	1000	286
	3	co-op 国産大豆の豆乳 無調整	日本生活協同組合連合会	4.7	ND	ND	0.8	ND	0.8	200	70
										1000	225
	4	CGC 無調整豆乳	(株)シジシージャパン	4.8	ND	ND	0.7	ND	0.7	1000	245
調製豆乳	5	スジャータ 有機豆乳	(株)東京めいらく 千葉工場	5.2	ND	ND	0.8	ND	0.8	900	218
	6	トップバリュ グリーンアイ オーガニック 成分無調整豆乳	イオン(株)	4.5	ND	ND	0.9	ND	0.9	200	68
										1000	198
	7	紀文 調製豆乳	キッコーマン飲料(株)	3.8	ND	ND	1.7	ND	1.7	200	81
										1000	235
	8	紀文 特濃調製豆乳	キッコーマンソイフーズ(株)	4.1	ND	ND	1.8	ND	1.8	200	81
										1000	235
	9	おいしさ スッキリ 調製豆乳	トーラク(株)	3.8	ND	ND	1.6	ND	1.6	200	81
	10	トップバリュ ほんのり甘く飲みやすい調製豆乳	イオン(株)	3.4	ND	ND	2.5	ND	2.5	200	68
										1000	178
豆乳飲料	11	co-op 国産大豆の調製豆乳	日本生活協同組合連合会	3.7	ND	ND	0.6	1.5	2.1	200	70
										1000	225
	12	CGC 調製豆乳	(株)シジシージャパン	3.6	ND	ND	2.1	0.6	2.7	1000	235
	13	SEVEN&i PREMIUM 調製豆乳	名古屋製酪(株)	4.0	ND	ND	1.9	ND	1.9	900	189
	14	紀文 豆乳飲料 いちご	キッコーマン飲料(株)	1.0	0.4	0.3	8.6	ND	9.3	200	81
	15	トップバリュ バナナ果汁入り 豆乳飲料 バナナ	イオン(株)	2.0	0.7	0.8	6.0	ND	7.5	200	68
	16	紀文 豆乳飲料 麦芽コーヒー	キッコーマン飲料(株)	2.5	ND	0.1	6.7	0.3	7.1	200	81

* 購入価格は税込み。NDは不検出。

の0.7g/100ml、最大はNo1の1.0g/100ml、平均は0.8g/100ml。砂糖類の使用は認められていませんが、大豆由来のショ糖が含まれます。

調製豆乳

No7～10と13からはショ糖、No11と12からはショ糖と麦芽糖が検出されました。最小はNo9の1.6g/100ml、最大はNo12の2.7g/100ml、平均は2.0g/100ml。原材料に砂糖類の使用が認められています。

豆乳飲料

No14と15からは果糖、ブドウ糖、ショ糖、No16からはブドウ糖、ショ糖、麦芽糖が検出されました。最小はNo16の7.1g/100ml、最大はNo14の9.3g/100ml、平均は8.0g/100ml。原材料に砂糖類や風味原料の使用が認められています。

表示

全銘柄に名称、大豆固形分、原材料、内容量、賞味期限、保存方法、製造者等、栄養成

分表示がありました。大豆の原料原産地表示はNo5と13以外にありました。有機大豆使用の表示がNo5、6、13にあり、そのうち、No5と6には有機JASマークがありました。特定保健用食品の表示がNo8と9にありました。

まとめ

- ・全銘柄で豆乳、調製豆乳、豆乳飲料のそれぞれ大豆たんぱく質含有率の定義を満たしていました。
- ・糖類は豆乳飲料、調製豆乳、豆乳の順に多く含まれていました。

消費者へのアドバイス

- ・豆乳類の大豆たんぱく質含有率は、豆乳、調製豆乳、豆乳飲料の順に多いので、大豆の濃厚な味が好みの方は大豆たんぱく質含有率の高い豆乳(無調整)を選ぶと良いでしょう。一方、大豆の味が苦手な方は、糖類が多く含まれる調製豆乳や豆乳飲料が良いでしょう。

好みに合わせて選択を ～豆乳類の品質テスト～

飲料や料理に使用する豆乳が、大豆固形分（大豆たんぱく質含有率）により、豆乳、調製豆乳、豆乳飲料の3種類に区分されていることはあまり知られていません。砂糖などの調味料の使用も規定されています。そこで市販されている豆乳類の大豆たんぱく質含有率と糖類をテストしました。

テスト品目

○豆乳類 16銘柄

- ・豆乳 6銘柄 (No1～6)
- ・調製豆乳 7銘柄 (No7～13)
- ・豆乳飲料 3銘柄 (No14～16)

【豆乳類の種類】

区 分	定 義
豆 乳	大豆固形分8%以上 (大豆たんぱく質含有率3.8%以上)
調製豆乳	同6%以上 (同3.0%以上)
豆乳飲料	・果汁入り 同2%以上 (同0.9%以上) ・その他 同4%以上 (同1.8%以上)

テスト結果

①大豆たんぱく質含有率

豆乳

最小はNo1の4.3%、最大はNo5の5.2%、平



均は4.7%。含有率は3.8%以上となっており定義を満たしていました。

調製豆乳

最小はNo10の3.4%、最大はNo8の4.1%、平均は3.8%。含有率は3.0%以上となっており定義を満たしていました。

豆乳飲料（果汁入り）

No14は1.0%。含有率は0.9%以上となっており定義を満たしていました。

豆乳飲料（その他）

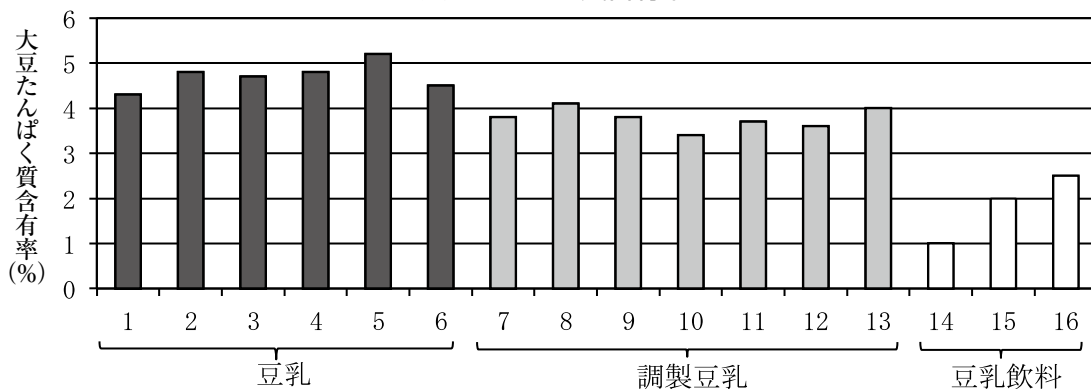
No15は2.0%、No16は2.5%でした。含有率は1.8%以上となっており定義を満たしていました。

②糖類

豆乳

ショ糖のみが検出されました。最小はNo4

大豆たんぱく質含有率



教育契約トラブル無料相談

11月28日札幌で

英会話教室や塾・予備校、家庭教師、通信教育・教材、奨学金、専門学校、スポーツクラブなどの契約トラブルでお困りの方はいませんか？
11月28日（土）に札幌弁護士会と当センター、全国消費生活相談員協会北海道支部、札幌市消費者センターの共催で、特別相談を実施します。電話と面談相談がありますので、ご利用ください。

面談相談の場所は、札幌市中央区北1西10、札幌弁護士会館

日時	テーマと講師
11月18日(水) [申し込み受付中]	「まさかの時に知っておきたい基礎知識～もし、家族の一人が亡くなったら?～」 ファイナンシャルプランナー 武田佳世子氏
12月9日(水) [申し込み受付 11月18日 15時以降]	「すぐに片付く!整理整頓術～快適で心豊かに暮らせる住まいを～」 整理収納コンサルタント 萩中留美子氏

で、弁護士と相談員が対応します。事前予約が必要で、氏名や住所、日中連絡可能な電話番号、面談希望時間（午前10時から午後2時）を記入の上、FAX（011・622・2725）で申



くらしのセミナー

平成27年度「くらしのセミナー」（道民カレッジ連携講座）の11月以降の内容は上の表のとおりです。いずれも時間は午後1時から3時まで。会場は当センター「くらしの教室」。受講料無料。奮ってご参加ください。

問い合わせ、申し込みは教育啓発グループへ。

し込んでください（詳細は後日連絡）。定員になり次第、締め切ります。

電話相談は午前10時から午後3時まで、当日のみ開設される特設電話（☎011・261・9501）におかけください。

見学しませんか

当センターには食品の成分や製品の性能などを調べる商品テスト室や、その結果を分かりやすく紹介



1階展示コーナーにある商品テストの結果に見入る見学者たち

した展示ホールがあり、随時、見学を受け付けています。

見学のほかに悪質商法の手口などを学ぶ消費生活講座や糖分や合成着色料に関する簡易実験などにも対応できます。学校や町内会、福祉団体などの研修メニューに加えてみてはいかがでしょうか。
利用は無料、2名以上は要予約。講座の内容等については相談に応じます。問い合わせ、申し込みは教育啓発グループへ。

ホームページのご案内

当センターのホームページでは、悪質商法の最新事例や製品事故情報、商品テストの結果などを紹介しています。ご利用ください。
<http://www.do-syouthi-c.jp/>

北海道立消費生活センター
札幌市中央区北3西7
北海道庁別館西棟
TEL 011・221・0110
FAX 011・221・4210
相談専用電話 050・7505・0999
当センターは（一社）北海道消費者協会が指定管理者として業務を行っています。